庭しん。昼しん予防暖種のご宮内

平成20年度より、経過措置として5年間の期限付きで、麻しんと風しんの定期予防接種は、現在の第1期(1歳児)、第2期(小学校入学前年度の1年間にあたる児)に、第3期(中学1年生に相当する年齢)、第4期(高校3年生に相当する年齢)を加え、対象者が拡大されます。

予防接種後約10年を経過すると免疫が低下してきてしまうといわれており、1回接種では不十分であるという見解が一般的になってきました。2回目の予防接種を受けることにより、しっかりとした免疫が作られます。免疫が下がってきているこの年代の方が2回目の接種を受けることにより、受けた皆さんが「はしかにかからない」ということと、免疫を持つ方が増えることにより、はしかの集団発生を防ぐことができ、地域社会において「はしかにさせない」を、徹底させていくことを目的としています。

ぜひ、皆さん、流行の前に接種を受けるようにしましょう。

平成20年度に、市では次のように実施します。

【対 象】

第3期:市内中学校で集団接種

(市外の中学校に在籍されている方は、個別接種が受けられます。健康増進課までご連絡ください。)

第4期:協力医療機関で個別接種

(対象の方には、予診票を郵送します。届かない方は、健康増進課までご連絡ください。)

平成20年度交通事政和影の思知多代

茨城県県南地方交通事故相談所では、損害賠償のこと、保険金請求のこと、示談の仕方などについて専門の交通事故 相談員が無料で相談に応じています。

お気軽にご利用下さい。相談日は次のとおりです。

所 在 地	相談日	
茨城県土浦合同庁舎 本庁舎 3階	平 日 9:00~12:00/13:00~16:45	
土浦市真鍋 5 - 17 - 26	弁護士相談 毎週水曜日 13:00 ~ 16:00	
☎ 029 − 823 − 1123	(土曜日・日曜日・国民の祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは閉庁)	

※弁護士相談については、予約制となっています。必ず事前にお電話で予約をお取りください。

また、巡回相談も次のとおり実施します。(面接相談となります)

市町村	場所	巡回相談日時(原則として)
龍ヶ崎市	龍ヶ崎市役所 龍ヶ崎市寺後 3710 ☎ 0297 - 64 - 1111(龍ヶ崎市役所市民課)	毎月第 2 水曜日 ^{※1} 10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00
取手市	取手市福祉会館 2F 相談室 取手市東 1-1-5 公 0297-73-2141 (取手市役所防災対策課)	毎月第1金曜日 ^{※2} 10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00

^{*1} 龍ヶ崎市は、2月のみ第1水曜日に実施予定です。

各問い合わせ先での相談はできません。巡回相談実施に関するご案内のみとなります。

^{**2} 取手市は、1 月のみ第2金曜日に実施予定です。